

砥部町建築物における木材の利用の促進に関する方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）及び愛媛県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（令和 4 年 3 月 9 日付け 3 林第 1015 号。以下「県方針」という。）に即して砥部町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という。）を定めるものである。

第 1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 木材の利用の促進の意義

木材の利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化につながるものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

(1) 木材の利用の促進に向けた取組

ア 町による取組

町は、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。このため、整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう木材の利用に関する技術的情報の提供等に取り組むものとする。

イ 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針、県方針及び町方針を踏まえ、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

ウ 町民による取組

町民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び町が実施する木材利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

国、県、町、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針、県方針及び町方針に基づき、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、県又は町が講ずる関連施策に協力しつつ、木材の安定供給に努めるとともに、伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(4) 町民の理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには町民の理解の醸成が不可欠であることから、町は、建築物における木材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの町民の理解が得られ、木材利用推進が町民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

第 2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、国基本方針、県方針及び町方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

2 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内に整備される法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

ア 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、診療所、社会体育施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は教職員の住居の用に供される庁舎、宿舎が含まれる。

イ 町以外の者が整備する ア に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等が含まれる。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物において木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物において、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

さらに、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象にしないものとする。

また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。

なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

第3 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

町が整備する公共建築物のうち、第2の2(3)の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、町は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接町民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえたうえで、CLTや木質耐火部材等の活用を検討し、利用促進を図ることで、町以外の者が整備する公共建築物への積極的な木材の活用を促進するものとする。

加えて、町は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質ペレットを使用したストーブなど、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、町が整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすことを目標とする。

第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材の供給体制の整備等に取り組むなど、木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

第5 その他建築物における木材の利用の促進に関する事項

1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が安易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

2 町方針の推進体制については、以下のとおりとする。

- (1) 本町の所管に属する建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、砥部町建築物木材利用促進連絡会議（別添）を設置する。
- (2) 砥部町建築物木材利用促進連絡会議は、この町方針に基づき町が整備する建築物における木材の利用の実施状況を、公表するものとする。
- (3) 本方針の推進に係る公共施設等の木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等は別紙1のとおりとする。

附 則

この町方針は、平成24年2月21日から適用する。

附 則

この町方針は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この町方針は、平成30年10月12日から適用する。

附 則

この町方針は、令和2年9月10日から適用する。

附 則

この町方針は、令和4年11月29日から適用する。

(別 添)

砥部町建築物木材利用促進連絡会議の設置について

1 趣 旨

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき策定した砥部町建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という。）が効果的に推進されるよう、砥部町建築物木材利用促進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、町内関係部局間の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

2 構 成

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 企画政策課長
- (4) 商工観光課長
- (5) 保険健康課長
- (6) 介護福祉課長
- (7) 子育て支援課長
- (8) 建設課長
- (9) 農林課長
- (10) 生活環境課長
- (11) 上下水道課長
- (12) 学校教育課長
- (13) 社会教育課長

3 任 務

- (1) 町方針の作成又は変更に関すること
- (2) 町方針に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 町方針の推進に係る連絡又は調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

4 事務局

連絡会議の庶務は、農林課が行うものとする。

公共施設等の木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	<p>○小学校、中学校の校舎及び体育館等、保育所、幼稚園及びこども園の園舎等</p> <p>○診療所、保健センター等</p> <p>○社会福祉施設等</p> <p>○集会施設、スポーツ、武道、研修、文化施設等</p> <p>○観光施設、管理事務所等</p> <p>○公営住宅、教職員住宅等</p> <p>*以下のものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コストや技術面で木造化が困難であるもの ・災害応急対策活動に必要な施設 ・治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設 ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設の内装等
木製品の導入の推進	<p>○木製品の導入が可能な事務用品等</p> <p>○木製品の導入が可能な机、いす、書棚等の備品</p>
公共事業での間伐材の利用推進	<p>○休憩施設、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設関係</p> <p>○よう壁工、法面保護工、水路工、種々柵工、堰堤、沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係</p> <p>○落下防止柵、防音壁、ガードパイプ、標識等道路施設関係</p>